五　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ダウノルビシンとして四四㎎力価以下を含有するものを除く。

六～八　（略）

（略）

劇　薬

（略）

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一～六の二　（略）

七　ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ダウノルビシンとして四四㎎力価以下を含有するもの

七の二～十六　（略）

（略）

有機薬品及びその製剤

一～五の二十二　（略）

（削る）

五の二十三～五の三十五　（略）

（削る）

五の三十六～五の七十四　（略）

六～十三の十三　（略）

十三の十四　エピナスチン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　一個中エピナスチンとして一七・四五㎎以下を含有するもの

(2)　一mL中エピナスチンとして一・七四五㎎以下を含有する内用液剤

(3)　一g中エピナスチンとして八・七二㎎以下を含有する内用剤であつて一容器中エピナスチンとして二・一八一g以下を含有するもの

(4)　エピナスチン塩酸塩として〇・五％以下を含有する外用剤

十三の十五～十三の二十三　（略）

十三の二十四　エルラナタマブ及びその製剤

十三の二十五～十三の三十七　（略）

五　ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中ダウノルビシンとして二〇㎎力価以下を含有するものを除く。

六～八　（略）

（略）

劇　薬

（略）

生物学的製剤及び抗菌性物質製剤

一～六の二　（略）

七　ダウノルビシン又はその塩類の製剤であつて一バイアル中ダウノルビシンとして二〇㎎力価以下を含有するもの

七の二～十六　（略）

（略）

有機薬品及びその製剤

一～五の二十二　（略）

五の二十三　二―アミノエタンチオール（別名システアミン）、その塩類及びそれらの製剤（外用剤を除く。）

五の二十四～五の三十六　（略）

五の三十七　㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピン（別名エピナスチン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　一個中㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピンとして一七・四五㎎以下を含有するもの

(2)　一mL中㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピンとして一・七四五㎎以下を含有する内用液剤

(3)　一g中㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピンとして八・七二㎎以下を含有する内用剤であつて一容器中㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピンとして二・一八一g以下を含有するもの

(4)　㊨―三―アミノ―九・一三ｂ―ジヒドロ―一Ｈ―ジベンズ［ｃ・ｆ］イミダゾ［一・五―ａ］アゼピン塩酸塩として〇・一％以下を含有する点眼剤

五の三十八～五の七十六　（略）

六～十三の十三　（略）

（新設）

十三の十四～十三の二十二　（略）

（新設）

十三の二十三～十三の三十五　（略）